



山形県公報

平成28年3月4日(金)
第2727号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正……………(水大気環境課) ……221
- 山形県青少年健全育成条例の規定による録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロム  
その他これらに類するものの内容を審査する団体の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……222
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……225
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………226

### 公 告

- 平成28年度前期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……228
- 平成28年度随時実施技能検定の実施……………( 同 ) ……232

## 告 示

### 山形県告示第210号

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|         |   |   |   |         |   |   |    |
|---------|---|---|---|---------|---|---|----|
| 日向川(全域) | A | ロ | を | 日向川(全域) | A | ロ | に、 |
|         |   |   |   | 生物A     | イ |   |    |

|         |   |   |   |          |     |   |    |
|---------|---|---|---|----------|-----|---|----|
| 藤島川(全域) | A | イ | を | 藤島川(全域)  | A   | イ | に、 |
|         |   |   |   | 寒河江川(全域) | 生物A | イ |    |

|                                                                                                                                                                        |          |     |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|---|-----------|------|---|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|---|-------|---|---------|---|---|---------|---|---|----|
| <table border="1"> <tr><td>置賜白川（全域）</td><td>A</td><td>イ</td></tr> <tr><td>吉野川（全域）</td><td>B</td><td>イ</td></tr> <tr><td>屋代川（全域）</td><td>A</td><td>イ</td></tr> </table> | 置賜白川（全域） | A   | イ | 吉野川（全域）   | B    | イ | 屋代川（全域） | A                                                                                                                             | イ      | を   | <table border="1"> <tr><td rowspan="2">置賜白川（全域）</td><td>A</td><td>イ</td></tr> <tr><td>生物A</td><td>イ</td></tr> <tr><td>吉野川（全域）</td><td>B</td><td>イ</td></tr> <tr><td>屋代川（全域）</td><td>A</td><td>イ</td></tr> </table> | 置賜白川（全域）  | A    | イ | 生物A   | イ | 吉野川（全域） | B | イ | 屋代川（全域） | A | イ | に、 |
|                                                                                                                                                                        | 置賜白川（全域） | A   | イ |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
|                                                                                                                                                                        | 吉野川（全域）  | B   | イ |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| 屋代川（全域）                                                                                                                                                                | A        | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| 置賜白川（全域）                                                                                                                                                               | A        | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
|                                                                                                                                                                        | 生物A      | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| 吉野川（全域）                                                                                                                                                                | B        | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| 屋代川（全域）                                                                                                                                                                | A        | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| <table border="1"> <tr><td>鮭川（全域）</td><td>生物A</td><td>イ</td></tr> <tr><td>最上小国川（全域）</td><td>生物特A</td><td>イ</td></tr> </table>                                          | 鮭川（全域）   | 生物A | イ | 最上小国川（全域） | 生物特A | イ | を       | <table border="1"> <tr><td>鮭川（全域）</td><td>生物A</td><td>イ</td></tr> <tr><td>最上小国川（全域）</td><td>生物特A</td><td>イ</td></tr> </table> | 鮭川（全域） | 生物A | イ                                                                                                                                                                                                                  | 最上小国川（全域） | 生物特A | イ | に改める。 |   |         |   |   |         |   |   |    |
|                                                                                                                                                                        | 鮭川（全域）   | 生物A | イ |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| 最上小国川（全域）                                                                                                                                                              | 生物特A     | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| 鮭川（全域）                                                                                                                                                                 | 生物A      | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |
| 最上小国川（全域）                                                                                                                                                              | 生物特A     | イ   |   |           |      |   |         |                                                                                                                               |        |     |                                                                                                                                                                                                                    |           |      |   |       |   |         |   |   |         |   |   |    |

山形県告示第211号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第2項第3号の規定により、録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する団体を次のとおり指定した。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                 | 所 在 地            | 指 定 年 月 日   |
|---------------------|------------------|-------------|
| 一般社団法人日本コンテンツ審査センター | 東京都新宿区新宿一丁目7番10号 | 平成28. 2. 18 |

山形県告示第212号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|-------------|------------------|-----------------------------|
| 西 川 町 立 病 院 | 西村山郡西川町大字海味581番地 | 平成28年4月1日から<br>平成31年3月31日まで |

山形県告示第213号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成28年2月24日次のとおり通知があった。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事 件  
賃金引上げ等の要求に関する件
- 2 期 間  
平成28年3月16日以降事件解決の日まで
- 3 場 所  
庄内医療生活協同組合  
鶴岡協立病院  
庄内医療生活協同組合  
介護療養型老人保健施設せせらぎ

鶴岡市文園町9番34号

同

|                                          |   |                    |
|------------------------------------------|---|--------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院附属クリニック              | 同 | 11番3号              |
| 庄内医療生活協同組合<br>本部                         | 同 | 双葉町13番45号          |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば                | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立ショートステイセンターふたば           | 同 | 日枝字海老島64番地         |
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな              | 同 | 159番地1             |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック                  | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立リハビリテーション病院            | 同 | 上山添字神明前38番地        |
| 庄内医療生活協同組合<br>サポートセンターあさひ                | 同 | 熊出字日鐘31番地3         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所                    | 同 | 大山二丁目26番3号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所                    |   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設)    |   | 鶴岡市民田字代家田100番地1    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(通所リハビリテーション) | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(居宅介護支援)      | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>デイサービスかけはし                | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 99番地1              |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし2号館            | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき                |   | 酒田市中町三丁目3番18号      |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」              | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>介護予防特化型通所介護あゆみ                | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                        | 同 | 4番12号              |
| 医療法人健友会<br>本間病院                          | 同 | 5番23号              |
| 医療法人健友会<br>本間病院居宅介護支援事業所                 | 同 |                    |

|                                             |   |                    |
|---------------------------------------------|---|--------------------|
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                     | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち                | 同 |                    |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院              | 同 | あきほ町30番地           |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター      | 同 | 千石町二丁目3番20号        |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                     |   | 山形市沖町79番地1         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院                  | 同 | 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                        | 同 | 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス              | 同 | 旅籠町一丁目7番23号        |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ホームヘルパーステーション               | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ケアプランセンターみらい                | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                       | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実                 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>適合高齢者専用賃貸住宅グランドホームはたごまち        | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24 | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック                    | 同 | 富神前48番地5           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所                 |   | 東村山郡中山町大字長崎3030番地1 |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                         |   | 山形市桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                         | 同 | 長町二丁目10番56号        |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                       |   | 天童市鎌田一丁目7番1号       |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                      |   | 山形市桜町2番75号         |
| 社会医療法人二本松会<br>上山病院                          |   | 上山市金谷字下河原1370番地    |

#### 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

**山形県告示第214号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市谷定字母狩7-2から7-37まで、字鳥ノ木沢44-1から44-28まで、49-2、51-2
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第215号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成28年3月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字川前字山下87番5から  
同 87番63まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月4日

**山形県告示第216号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
鶴岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 鶴岡公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 事業地  
収用の部分  
昭和47年11月県告示第1698号、昭和52年4月県告示第616号、昭和57年1月県告示第112号、昭和58年6月県告示第905号、昭和61年7月県告示第936号、昭和62年9月県告示第1285号、昭和63年8月県告示第1113号、平成元年8月県告示第918号、平成2年7月県告示第944号、平成5年10月県告示第1218号、平成8年1月県告示第22号、平成9年4月県告示第483号、平成12年8月県告示第655号、平成16年1月県告示第35号、平成20年2月県告示第173号、平成23年3月県告示第262号、平成24年3月県告示第250号、平成26年5月県告示第520号、平成27年4月県告示第460号の事業地のうち、宝田三丁目の一部を削る。

(2) 設計の概要の変更

## 4 事業施行期間

昭和47年11月20日から平成31年3月31日まで

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

## 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

平成28年3月4日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

## 1 火光を利用した遊漁に係る光力制限

(1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 海 域                                                                                                                                                                                 | 使用することができる光源                 |                                            | 集魚灯の消費電力<br>合計の最高限度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|---------------------|
|                                                                                                                                                                                     | 種 類                          | 個 数                                        |                     |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第1号）                                                                                                                                                           | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個（消費電力が3キロワット以内のものに限る。）<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット             |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域                                                                                                                                     | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第1号」という。）から真方位292度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第3号」という。）から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯                     | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 基点第3号、基点第3号から真方位294度43分5,000メートルの点（以下「アの点」という。）、平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第4号」という。）から真方位295度45分5,000メートルの点（以下「イの点」という。）及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域     | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                                       | 10キロワット             |

|                                                                                                                                                                         |                          |                      |                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------------------|
| アの点、基点第3号から真方位294度43分6,500メートルの点（以下「ウの点」という。）、基点第4号から真方位295度45分6,500メートルの点（以下「エの点」という。）、イの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                 | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第3号から真方位294度43分の線と基点第4号から真方位295度45分の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第3号、ウの点、エの点及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                       | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 30キロワット                                |
| 基点第4号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（以下「基点第5号」という。）から磁針方位西北西5,000メートルの点（以下「オの点」という。）及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット                                |
| イの点、エの点、基点第5号から磁針方位西北西6,500メートルの点（以下「カの点」という。）、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 30キロワット                                |
| 基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域                             | 白熱灯又は放電灯                 | 制限なし                 | 30キロワット                                |

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、船舶が火光を利用した遊漁を行ってはならない。

## 2 制限期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成28年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造           | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | 円 筒 研 削 盤 作 業               |
|               | ホ ブ 盤 作 業                   |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
| 放 電 加 工       | 数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業   |
|               | ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業           |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金 属 プ レ ス 作 業               |



|                 |   |                               |
|-----------------|---|-------------------------------|
| 鉄               | 工 | 構 造 物 鉄 工 作 業                 |
| 建 築 板           | 金 | 内 外 装 板 金 作 業                 |
|                 |   | ダ ク ト 板 金 作 業                 |
| 仕 上             | げ | 治 工 具 仕 上 げ 作 業               |
|                 |   | 金 型 仕 上 げ 作 業                 |
|                 |   | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 切 削 工 具 研 削     |   | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業     |
| ダ イ カ ス ト       |   | コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て   |   | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て   |   | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |
| 産 業 車 両 整 備     |   | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 建 設 機 械 整 備     |   | 建 設 機 械 整 備 作 業               |
| 婦 人 子 供 服 製 造   |   | 婦 人 子 供 注 文 服 製 作 作 業         |
| 家 具 製 作         |   | 家 具 手 加 工 作 業                 |
| 建 具 製 作         |   | 木 製 建 具 手 加 工 作 業             |
|                 |   | 木 製 建 具 機 械 加 工 作 業           |
| 印               | 刷 | オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業             |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 |   | 射 出 成 形 作 業                   |
| 石 材 施 工         |   | 石 張 り 作 業                     |
|                 |   | 石 積 み 作 業                     |
| と               | び | と び 作 業                       |
| 左               | 官 | 左 官 作 業                       |
| タ イ ル 張 り       |   | タ イ ル 張 り 作 業                 |
| 畳 製 作           |   | 畳 製 作 作 業                     |

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 防 水 施 工       | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業           |
|               | アクリルゴム系塗膜防水工事作業           |
|               | シーリング防水工事作業               |
|               | F R P 防水工事作業              |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | プラスチック系床仕上げ工事作業           |
|               | 鋼製下地工事作業                  |
|               | ボード仕上げ工事作業                |
| 熱 絶 縁 施 工     | 保 温 保 冷 工 事 作 業           |
| サ ッ シ 施 工     | ビ ル 用 サ ッ シ 施 工 作 業       |
| 表 装           | 壁 装 作 業                   |
| 塗 装           | 建 築 塗 装 作 業               |
|               | 金 属 塗 装 作 業               |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業 |
| 商 品 装 飾 展 示   | 商 品 装 飾 展 示 作 業           |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業           |

(2) 3級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|           | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工   | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|           | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |

|               |                     |
|---------------|---------------------|
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業       |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業 |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業   |
| 機 械 検 査       | 機 械 検 査 作 業         |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業   |
| 建 築 大 工       | 大 工 工 事 作 業         |
| 化 学 分 析       | 化 学 分 析 作 業         |
| 商 品 装 飾 展 示   | 商 品 装 飾 展 示 作 業     |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業     |

(3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 枠 組 壁 建 築   | 枠 組 壁 工 事 作 業                     |
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |
| 産 業 洗 浄     | 高 圧 洗 浄 作 業                       |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                          | 場 所                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成28年6月2日（木）から同年9月7日（水）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                             | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成28年7月17日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラワー装飾 |                    |

|                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年8月21日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理<br>単一等級<br>産業洗浄       |
| 平成28年8月28日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、商品装飾展示        |
| 平成28年9月4日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>枠組壁建築、路面標示施工 |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成28年4月4日（月）から同月15日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2303）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成28年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成28年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 3級

さく井、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業に限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業に限る。）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工作業に限る。）、建築板金、工場板金（機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業に限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業に限る。）、紳士服製造（紳士既製服製造作業に限る。）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造作業に限る。）、家具製作（家具手加工作業に限る。）、建具製作（木製建具手加工作業に限る。）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業に限る。）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業に限る。）、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装（壁装作業に限る。）、塗装（建築塗装

作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2303）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

平成28年3月4日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年3月4日発行 発行人 山形県